

ふじし
富士市のこどもの

けんり まも
「権利」を守る

む
ルールづくりに向けて

みんなで一緒に考えよう！



けんり ことば
「権利」って言葉は「あたりまえ
のこと」って意味なんだよ。

いま ふじし ふじし す かしょう
今、富士市では、富士市のこどもが“のびのび”“いきいき”過ごせるように、「(仮称)
ふじし けんりじょうれい
富士市こどもの権利条例」をつくろうとしています。

い けんり そだ けんり まも けんり さんか けんり
こどもには、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」があり
ます。権利とは、“のびのび”“いきいき”過ごすための「あたりまえのこと」です。

じょうれい まち いけん おお
条例(街のルール)をつくるためには、おとなの意見ばかりでなく、多くのこどものみなさ
んの声がとても大切であると考えます。

しあわ す いっしょ かんが
こどもが幸せに過ごすための「あたりまえ」について、一緒に考えてみませんか？

き しあわ
聴かせてください。あなたにとって「あたりまえ」の幸せ。

インターネットでも！！

きにゆうれい まいにち なか はん た
記入例：・毎日、お腹いっぱいご飯が食べられること。
ともだち じゆう あそ など
・友達と自由に遊べること。等



しずおか電子申請サービス



富士市福祉こども部こども未来課こども政策担当(富士市役所4階)

電話：0545-55-2731 FAX：0545-55-2956

